

I-2-(3) 多様な水辺空間の保全と活用

① 多様な河川の保全・整備・活用

区内外を流れる多様な河川(荒川、隅田川、綾瀬川、中川、芝川・新芝川、毛長川、伝右川、圀川、旧綾瀬川、花畑川)とその沿川を、まちの景観や防災性の向上に貢献し、生きものが息づく場や移動する経路などとなる自然地として、確保していきます。

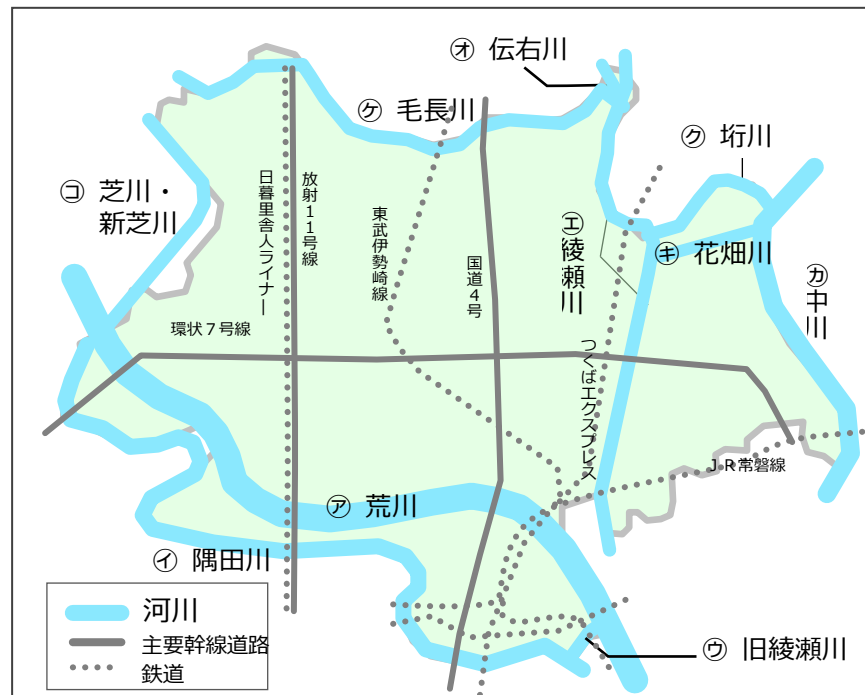


図 区内外を流れる河川

ア 荒川 (荒川河川敷・荒川土手)

● 荒川将来像計画の実現

「荒川将来像計画2010」*に基づき、住民のオアシスとなる川として、自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、また、災害時の避難場所として、心身の健康を養い、心のやすらぎを得る川として、これからも区民に親しまれる荒川を目指します。

また、ゾーニング計画の全体目標では、「スポーツグラウンド全体の面積は現状を維持し、自然地の増加を図る」としているため、国が実施している自然な河岸の再生事業を継続して進める等で、現在の自然地を保全するとともにスポーツグラウンドの自然度の向上に取組み、自然環境の向上をはかります。



荒川 (千住新橋から西方面を眺めたところ)



荒川現況利用図

(「荒川将来像計画2010地区別計画[足立区]」におけるゾーニング図を元に作成)

● 自然体験学習の推進

自然利用地である「新田わくわく♡水辺広場」や「わんど広場」、荒川に関する情報提供や様々な体験企画を実施する「荒川ビジターセンター」を活用し、荒川の自然体験学習を推進します。

■ 自然体験学習の事例

- ・ 「新田わくわく♡水辺広場」とその付近において、虫取りや魚釣りなどが体験できるイベント「あだち自然体験デー」(毎年9月頃)を開催
- ・ 「荒川ビジターセンター」を拠点として、川あるきや土手すべりなどの体験プログラム、「荒川の昔を伝える会」と協力した写真展などの開催



「あだち自然体験デー」の魚釣り体験



川歩きでの野鳥観察

● 防災機能の強化

避難場所として、市街地からの避難ルートや緊急物資輸送に対応する船着場の確保など防災機能の強化に努めます。また、沿河市街地の整備にあわせたスーパー堤防*など、治水の安全性確保にも配慮します。

● 桜の名所の育成

ふるさと桜オーナー制度*を活用し区民からの寄付によって復活した荒川土手上的の桜並木「あだち五色桜の散歩みち」(約4.4km・458本)や、「桜づつみ」を、地域団体と協力しながら足立区を代表する桜の名所として今後も育てていきます。



あだち五色桜の散歩みち

イ 隅田川 ウ 旧綾瀬川

隅田川とその沿川は、『東京都景観条例』の景観基本軸に位置づけられるとともに、足立区の特別景観形成地区にも指定されています。沿川市街地の緑化をはじめ、沿川の開発にあわせて整備される緩傾斜型・スーパー堤防の整備、散策路のネットワークづくりなどを旧綾瀬川を含めて、関係機関と検討していきます。



隅田川

エ 綾瀬川 オ 伝右川

川沿いの豊かな自然地としての立地を活かした、綾瀬川と伝右川に挟まれた桑袋ビオトープ公園の施設活用を検討します。

花畑北部土地区画整理事業エリアでは、区画整理事業に合わせて綾瀬川沿いに緑道整備(寄附による河津桜の植樹)を実施しています。更に、六町土地区画整理事業エリアでは、区画整理事業における堤防の整備に合わせて、緩傾斜型・スーパー堤防の整備および緑道整備を関係機関と検討します。



綾瀬川
(桑袋ビオトープ公園付近)

カ 中川

中川は、河川水面と堤防による開放感の高いオープンスペースを維持・保全するとともに、河川沿いの散策路ネットワークの整備などを関係機関と検討します。また、佐野六木土地区画整理事業エリアでは、川沿いの桜の植樹をすすめていきます。

キ 花畑川

花畑川は準用河川*であり、区が独自に整備できる河川として位置づけられています。現在、桜並木のある親水散策路を含めた環境整備工事を令和2（2020）年度から概ね10年間の工期で予定しています。



花畑川環境整備イメージパース

ク 垢川

垢川は、川沿いに区内有数の良好な樹林地が形成されており、神明・六木遊歩道や河川周辺の公園を活用した緑豊かな散策路が形成され、区の特別景観形成地区*にも指定されています。今後も、「神明・六木遊歩道樹木保全管理方針」（平成27年作成）に沿って管理し、地域との協創により樹林景観の保全に取り組みます。

■ 地域との協創の取組例

- ・ 垢川沿川での建物の新築・増築等の際には、住民や事業者は、景観形成基準*を遵守し、垢川の景観に配慮して実施する
- ・ 区は、落葉期に沿川住民が道路上で集めた落ち葉の収集を実施している



垢川（神明・六木遊歩道）のようす



垢川（神明・六木遊歩道）の樹林地

ケ 毛長川

毛長川沿川は、花畑エリアデザイン計画のなかで、毛長公園隣接地に整備予定の親水拠点を始めとした、より水と緑を実感できる川辺としての整備・活用を推進します。



毛長川親水拠点のイメージパース

コ 芝川・新芝川

芝川・新芝川は、荒川から連続する堤防道路を利用した散策路が形成されており、河川周辺の公園との連続性を図ります。

② 親水性の高い公園、緑道等の維持・活用

河川とともに、緑と水のネットワークをつくる親水水路の多くは、かつて、区内に豊かな水を供給していた農業用水路を再生した施設です。最も早く整備された見沼代親水公園、延長約3.5 kmにもおよぶ葛西用水親水水路をはじめ、神領堀親水緑道、八か村落し親水緑道、古隅田川親水水路など、それぞれの個性を生かしてまち並みに溶け込んでいます。これら親水水路について、地域との連携を図りながら、良好な緑と水のネットワークとして維持・保全していきます。



裏門堰親水水路



八か村落し親水緑道



葛西用水
親水水路



古隅田川親水水路



五反野親水緑道

写真を追加

＜分類Ⅱ 身近な緑＞

施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実

- 身近な生活空間に緑を増やしていくため、建物の新築・増改築時や開発事業などに際してまちの魅力となる緑化を誘導していきます。
- まちかどにたくさんの小さな緑を増やす区民や事業者の活動を支援します。

施策Ⅱ-1 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
優良緑化件数 (累計)	<u>令和2年度の「(仮称)足立区緑の基本計画推進会議」 において報告予定</u>		
緑化助成*件数 (令和2年からの累計)	14件 (令和元年)	100件 ※年間20件	200件 ※年間20件

Ⅱ-1-(1) 建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上

① 建築行為に伴う確実な緑化の推進

建物の新築・増改築時の緑化計画*の実施と完成後の維持管理をより確実なものとするため、完了届の提出状況等の動向を踏まえつつ、建築主や事業者への普及啓発、条例の改正、法に基づく制度（緑化地域制度*、地区計画等緑化率条例制度*）の活用などを検討します。

② 魅力的な緑地創出の誘導

● 優良緑化の表彰

民間企業のPRや区の魅力の発信にもつながるよう、緑化計画の完了物件から優良事例を表彰・公表する仕組みづくりを検討します。その際には、建築審査、宅地開発、景観、地域コミュニティ等の各担当部署との連携を図ります。



良好な緑化事例（民設保育園）



良好な緑化事例（集合住宅）

● 開発に伴う緑の創出

開発事業に際して、より魅力的なまちの緑化、公園の整備を誘導していくため、都市緑地法に基づく緑地協定制度（54条協定（一人協定））*の活用、都市計画法に基づく提供公園の整備に関する手引き作成などを検討します。



54条協定締結例（千葉市）



開発による提供公園の事例
（伊興本町一丁目さくらプチテラス）

II-1-(2) 小さな緑化の推進

① 個人敷地内での緑地創出への支援

● 緑化助成制度の拡充

身近な生活空間の中に、まちを歩く人の視界に入る緑を増やしていくため、より気軽に活用しやすく、区の緑化助成制度*を拡充します。たとえば、1本の植樹からでも助成対象とすることを検討します。



緑化助成工事の前・後

● 「まちなか緑化」の導入検討

緑を取り入れる個人と個人が連携し、地域に緑化を広げる「まちなか緑化」、その取り組みの1つである「界わい緑化推進プログラム」（公益財団法人東京都公園協会）の導入などを検討します。



図 「まちなか緑化」の推進ステップ
出典：公益財団法人東京都公園協会ホームページ

② 魅力的な庭づくりの支援

- 初心者向けの支援
主にガーデニング初心者を対象とした、園芸講座や剪定講習会の開催を継続します。
- 継続・発展するための支援
魅力的な個人の庭や玄関先などをビューティフルガーデンとして認定する「わたしの街のビューティフルガーデン」事業*を、認定事例の更なるPRや認定を受けた方々の交流会開催などにより、拡充していきます。



園芸講座のようす



剪定講習会のようす



「ビューティフルガーデン」認定事例

II-1-(3) 適切な維持管理の支援

① 緑地の保全・維持管理への支援

地域に住む人々が協力してまちなかの緑を保全・維持管理する活動を促進するため、都市緑地法に基づく緑地協定制度（45条協定（全員協定））*の活用や、区の条例に基づく「緑の協定」制度*の見直しを検討します。



45条協定締結例
(区外：千葉県佐倉市)

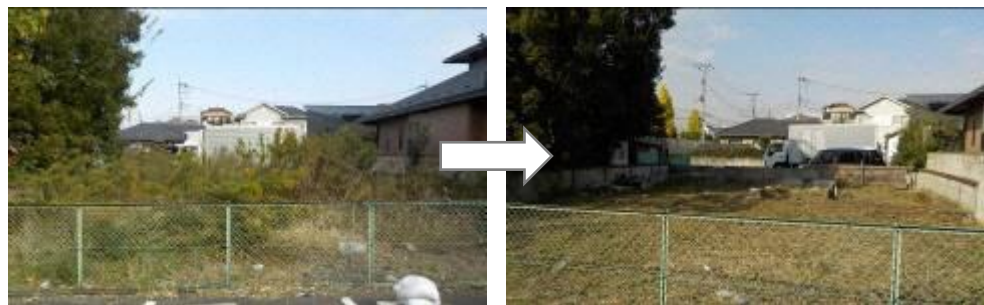


「緑の協定」締結箇所
(千住旭町の集合住宅)

② 空き地の適正な管理・活用の支援

● 空き地の管理支援

空き地が荒廃しまちの景観を乱さないように、土地所有者に対し、定期的な草刈りがスムーズに実施できる管理支援を継続します。



空き地の草刈前・後

● 空き地の有効活用方法の検討

地域からの要望に応じて、空き地を地域住民が緑地や広場として有効に活用する仕組みづくり（市民緑地認定制度*等の活用）を検討します。



市民緑地認定制度の事例（かしわ裏路地市民緑地（千葉県柏市））

出典：国土交通省資料

施策Ⅱ-2 樹林地・農地の保全と活用

- まちの歴史とともに受け継がれてきた大きな樹木・樹林や農地を次世代に引き継いでいくため、多様な主体が関わり、樹木・樹林や農地を守り育て、活用する取組みを進めます。

施策Ⅱ-2 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
保存樹林*指定箇所数 (累計)	25箇所 (令和2年4月)	30箇所	35箇所
特定生産緑地*面積 (累計)	9.87ha (令和元年12月)	16.9ha	20.4ha

Ⅱ-2-(1) 大木・樹林の保全と地域で守り育てる仕組みづくりの推進

① 大木・樹林の保全

● 法や条例に基づく保全

足立区緑の保護育成条例に基づく保存樹木・樹林*の指定を推進します。その他に、所有者や地域の意向を伺いながら、景観条例に基づく景観重要樹木*の指定を検討します。また、対象となる樹林は特別緑地保全地区*の指定、市民緑地契約制度*等の活用を検討します。

表 区内特別緑地保全地区（2箇所）の保全方針

地区名	六町いこいの森特別緑地保全地区 (平成23年11月決定)	西新井栄町特別緑地保全地区 (平成26年12月決定)
位置	六町四丁目地内	西新井栄町三丁目地内
面積	約0.30ha	約0.13ha
保全の基本方針	本地区は、市街地において貴重な屋敷林と共に、屋敷や門、構え堀を含めた一体的な空間構成及び風景資産を保全することを、第一の目的に保全管理を行う。樹林の保全に配慮しつつ、区民による環境保全教育のための演習林などの役割を持たせ、区民の手による管理によって、屋敷林や構え堀を保全することで、区民が緑とふれあい、親しめる場所としての活用を図っていく。(「整備・保全の基本方針」より)	古くから市街化された地域の中で、本地区はランドマーク的な樹林であった。高層建築が密集した現在においても、都市計画道路が隣接して整備されたことにより、変わらずその機能を維持している。将来にわたって緑量を減じることなく、まちの風格を高める景観を保持する。 本地区の樹林は以前より地域の子もたちに限定的に開放しており、今後も保全しながら地域の理解を得るために開放していく。屋敷林を保全することで、区民が緑とふれあい、親しめる場所としての活用を図っていく。(「保全計画」より一部抜粋)

● 維持管理の支援

大木・樹林所有者の負担軽減を図るため、剪定補助や樹木診断等の管理支援を継続します。管理支援の内容については、区の保存樹木・樹林所有者の任意団体である「足立区の保存樹・樹林を守る会」*と連携し、所有者のご意見を聞きながら、随時、見直しを検討します。



保存樹木（興野神社）



保存樹林（大川町氷川神社）

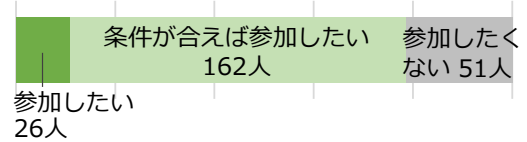
② 大木・樹林を地域で育てる機運の醸成

大木・樹林への近隣住民の理解を醸成していくため、「保存樹フォーラム」*やイベント等での展示の機会などを活用し、大木や樹林が持つ効果や日々の管理などを地域の方が知る・親しむ機会を増やしていきます。

● 保存樹木、樹林を知っているか(n=239)



● 落ち葉掃きボランティアへの参加意思(n=239)



● 保存樹木等に関する事で、参加したいイベント (n=246・複数回答)

1位	集めた落ち葉で焼き芋	105人
2位	どんぐり等での小物作り	97人
3位	子ども向け自然遊び	90人

● 参加する場合の条件 (n=162・複数回答)

1位	自宅から近い	104人
2位	短時間である	89人
3位	用具が準備されている	62人

図 <参考> 保存樹木・樹林に関するアンケート結果（抜粋）
（出典：保存樹木・樹林保全のための区民参加型事業提案委託報告書（H29））



「保存樹フォーラム2019」のようす



保存樹木・樹林のことを伝える展示

II-2-(2) 農地の保全と活用の推進

① 農地の保全

- 法や制度の活用による保全

地域の特性や農業者の意向を踏まえながら、特定生産緑地*の指定を推進します。また、農地を保全するとともに、農地、屋敷林のある風景を一体のものとして守り継いでいくため、東京都の農の風景育成地区制度*の導入を検討します。その他に、地区計画*の地区施設*（公園）に位置付けられている生産緑地の公園化や、生産緑地の都市計画公園指定により区有地型区民農園とするなど、農地を公園の一部として保全・活用する方策を検討します。

- 区民農園の管理・運営

高齢化や担い手不足により耕作が難しくなった農地について、都市農地保全のために区民農園*として引き続き管理・運営を行います。また、都市農地貸借円滑化法*の施行により、生産緑地においても区民農園の開設が容易になったため、今後は、生産緑地所有者を含めた農業者の意見や要望に基づき、新たな区民農園の開設を目指していきます。

② 農業体験の推進と担い手育成

- 多様な農業体験の場づくり

都市農地や都市農業への関心を高めていくため、都市農業公園でのイベントやプログラム、足立農すくーる（農業体験型農園）*、区内保育園・小学校の児童を対象とした農業体験学習授業など、多様な農業体験の場づくりを継続して推進します。



都市農業公園での収穫体験のようす

- 新規就農者やボランティアの育成

今後の区の農業を支える人材を確保するために、東京都が行う新規就農者への研修事業や表彰事業を活用していきます。また、引き続き区の農業ボランティア*の養成講座の実施と農業者への派遣を進めていきます。



農業ボランティア

参考

「あだち都市農業振興プラン」(※改定作業中)における、
農地の保全と活用に関わるその他の主な施策(抜粋)

● 区内産農産物販売の推進

農産物直売所の周知活動を継続しながら、J Aが所有する移動販売車の有効活用を検討します。また、農業者が直接販売する「直売施設」の広報を支援します。



J A東京スマイル農産物直売所
「あだち菜の郷」

● 学校給食への提供

農業者の営業努力もあり、現在も区内産コマツナを中心に学校給食への納品が積極的に行われていますが、今後も、農業者及び学校にとってメリットのある仕組みについて関係団体と共に協議していきます。

● 農家レストランの開設支援

生産緑地法の改正により、生産緑地内においても一定の条件を満たせばレストランを開設することが可能になりました。区内産農作物の消費拡大にもつながるため、農業者の意向を伺いながら、開設に向けて協力していきます。

● 足立農業のP R

インターネットや区発行の広報印刷物、イベントなどで引き続き足立区の農地や農産物、農業者について、積極的にP Rを進めます。



足立区の農業P R動画



若手農業者の特集記事
(あだち広報2018年12月10日)

施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理

- 公園が不足する地域においては、密集事業やまちづくり事業を通じて設置を進めます。
- 目的に合わせて選べる公園づくり、安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修を推進し、地域の公園の魅力を高めます（パークイノベーション*）。
- 限られた財源を有効に活用し、既存施設の計画的な維持管理と緑の育成を進めます。

施策Ⅱ-3 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
公園率	6.1% (令和2年4月)	6.2%	6.3%
「よく行く、または行きたい公園がある」人の割合（世論調査）	46.0% (令和元年)	48.0%	50.0%

Ⅱ-3-（1）目的に合わせて選べる公園の適切な配置

① 公園の適正配置

- 公園計画地の整備推進

都市計画決定*しているが未供用の公園や、地区計画*の地区施設*となっている公園など、公園化が既に計画されている箇所について、周辺住民や利用者の意向把握、近隣の公園との機能分担を考慮しながら、整備を進めます。

■都市計画決定*済みであるが一部未供用の公園の今後の方針

公園名	方針
西新井公園	西新井・梅島のまちづくりのなかで、都市計画決定区域を見直し、早期の整備を目指す（縮小面積分については地区計画公園や公園率が低い地域への代替計画を検討）。隣接する第十中学校や都市計画道路補助255号線と連携させ、高い防災機能を持つ公園として整備することを検討する。
上沼田東公園	江北のまちづくりのなかで、スポーツ機能の充実を図りながら、江北エリアの緑の拠点として、計画的に整備する。
関屋公園	スーパー堤防の工事に合わせ、東京都下水道局（千住関屋ポンプ所）と協議しながら計画的な整備を目指す。
関屋緑地	スーパー堤防の改修工事に合わせた、計画的な整備を東京都に働きかける。
舎人公園 (都立)	区内最大の公園であり、令和2年度中に大部分の整備が完了予定である。未整備部分の整備推進とともに、「緑の効果」を多様に発揮する場として、今後も一層の充実を図ることを東京都に働きかける。
中川公園 (都立)	中川水再生センターの改修工事に合わせた、計画的な整備を東京都に働きかける。

文章をより具体的な内容に修正

● 公園偏在の解消

区は23区1位（平成31（2019）年4月現在）の区立公園面積（約223ha）を誇りますが、地域によって公園が偏在している現状があります。土地区画整理が施行済みの区域はほぼ公園が充足していますが、それ以外の区域は、今後のまちづくり事業（一般地区計画、開発事業、大規模団地の建替えなど）に合わせて、周囲の公園配置状況を鑑みながら、計画されている公園の整備推進や、新たな公園配置を検討します。

● 密集市街地における公園整備推進

密集市街地では、防災性向上と住環境の整備・改善のため、公共的なオープンスペースの確保が重要です。大きな面積の公園用地の確保は困難ですが、密集市街地整備事業を実施している区域ではプチテラスの整備などを進めます。また、学校跡地や公共事業による創出用地の活用や、地権者への働きかけ等により、既存プチテラス等の拡張やまとまった敷地を公園化することを検討します。

本文に合わせ、
図を更新
(最終調整中)

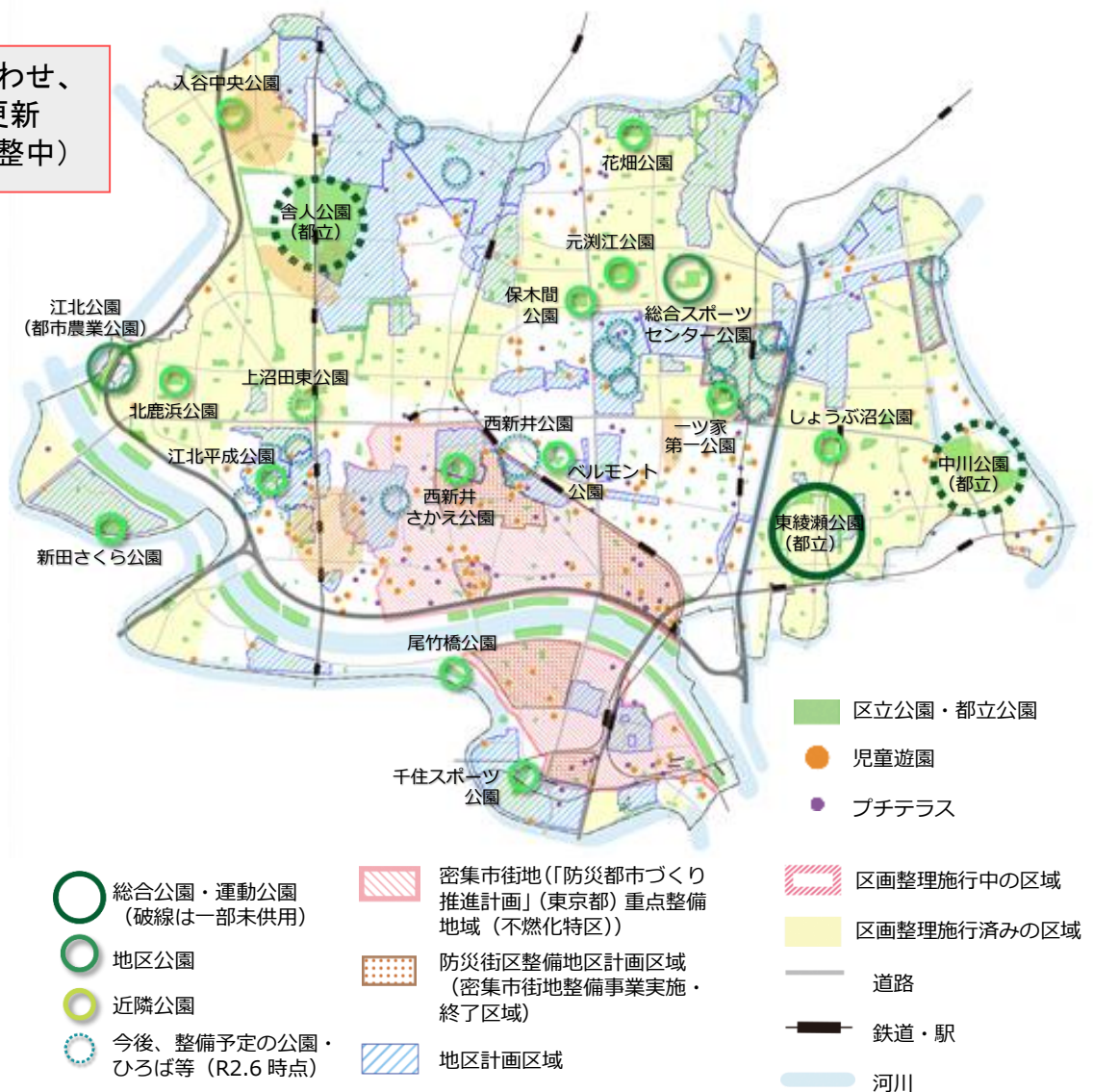


図 公園配置計画図

<まちづくり事業にあわせて整備された公園>



江北平成公園(2019年拡張整備)



伊興ファミリー公園(2018年整備)

<密集市街地整備事業にあわせて整備された公園>



事業のなかで敷地を拡張した
関三児童遊園



防災設備(かまどスツール)を備えた
梅田ほのぼのプチテラス

● 既存の小さな公園の拡充・統合

区内には面積が小さな公園が数多くあります(児童遊園約150箇所(平均面積約600㎡)、プチテラス約100箇所(平均面積約110㎡))。小さな公園は利活用に限りがあるため、まちづくり事業(一般地区計画、開発事業、大規模団地の建替えなど)に合わせて、拡充・統合・転用または隣接する公共施設等との一体化を進め、広々とした空間が確保された公園への改修を検討します。

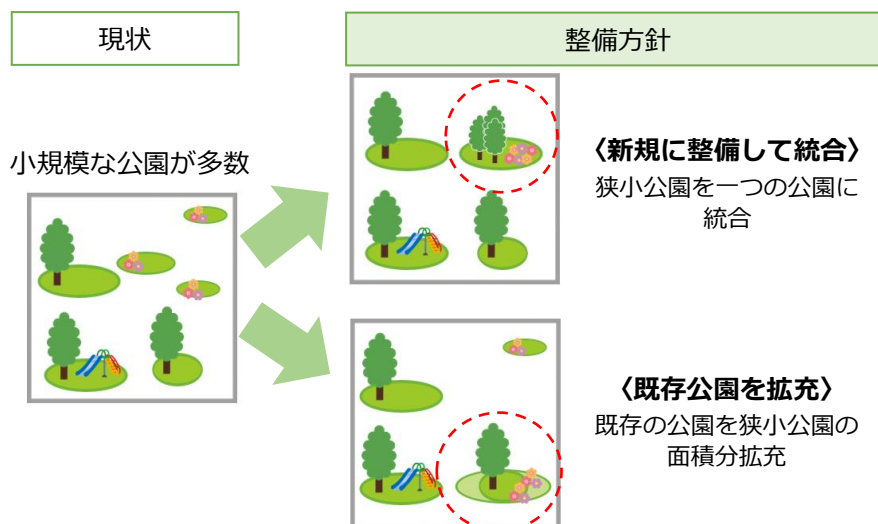


図 小さな公園の統合・拡充のイメージ

② 目的に合わせて選べる公園づくり

● 「役割」と「機能」の割り振り

公園が多い足立区の強みを活かし、公園を改修する際には、一定エリア内に点在する公園ごとに、それぞれ「役割」と「機能」を割り振り、個々の公園の性格や特色の違いを明確化していきます。「おでかけエリア」>「お散歩エリア」>「ご近所エリア」という大きさの異なる3つのエリアを設定し、82ページに示す「目的に合わせて選べる公園づくり」の流れ・イメージに沿って、エリア毎に役割と機能をバランスよく割り振ります。公園の機能は、健康づくり、花、防災など大きく8つに分類しています。

■公園の「役割」と「機能」


「役割」
公園が果たす役割を「にぎわい」と「やすらぎ」の2つに区分

「機能」
役割を具体化する公園の8つの特色

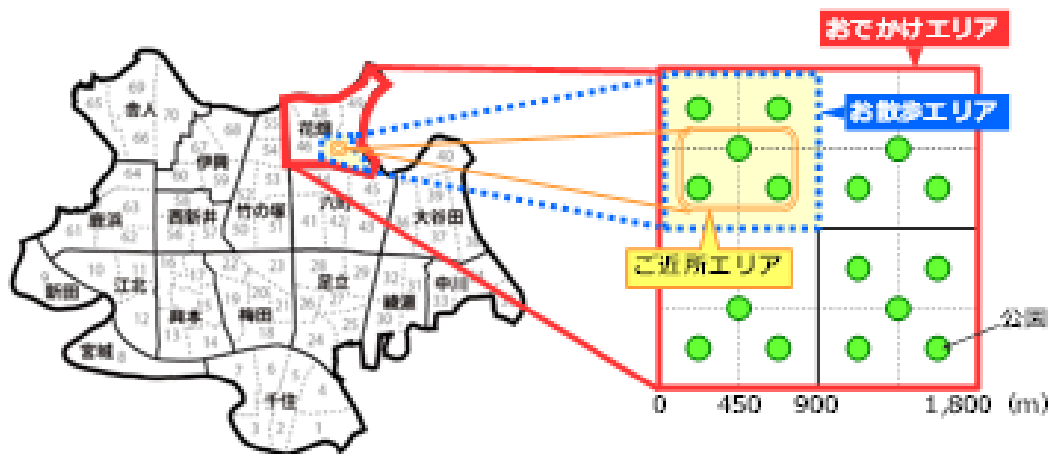
ある公園の例

【役割】にぎわい

【機能】児童の遊び



【機能】健康づくり



	エリア設定	5つの公園施設
大	おでかけ エリア 約30公園/エリア	自転車を利用して行ける範囲のエリアです。 ・水遊び施設（じゃぶじゃぶ池等） ・ホール遊びコーナー おでかけエリアに概ね1か所
↑	お散歩 エリア 約7公園/エリア (区全体で70エリア)	一般利用者が歩いて行ける範囲。おでかけエリアを概ね4つに分割して設定したエリアです。 ・大型遊具 お散歩エリアに概ね2基
↓	ご近所 エリア 約2~3公園/エリア (区全体で209エリア)	お年寄りや小さい子どもが歩いて行ける範囲。近接する2~3公園を1グループとして設定したエリアです。 ・砂場 ご近所エリアに概ね1か所
小	その他	・公園トイレ 半径250m程度の範囲に概ね1か所

図 大きさの異なる3つのエリアの設定と5つの公園施設の配置の考え方

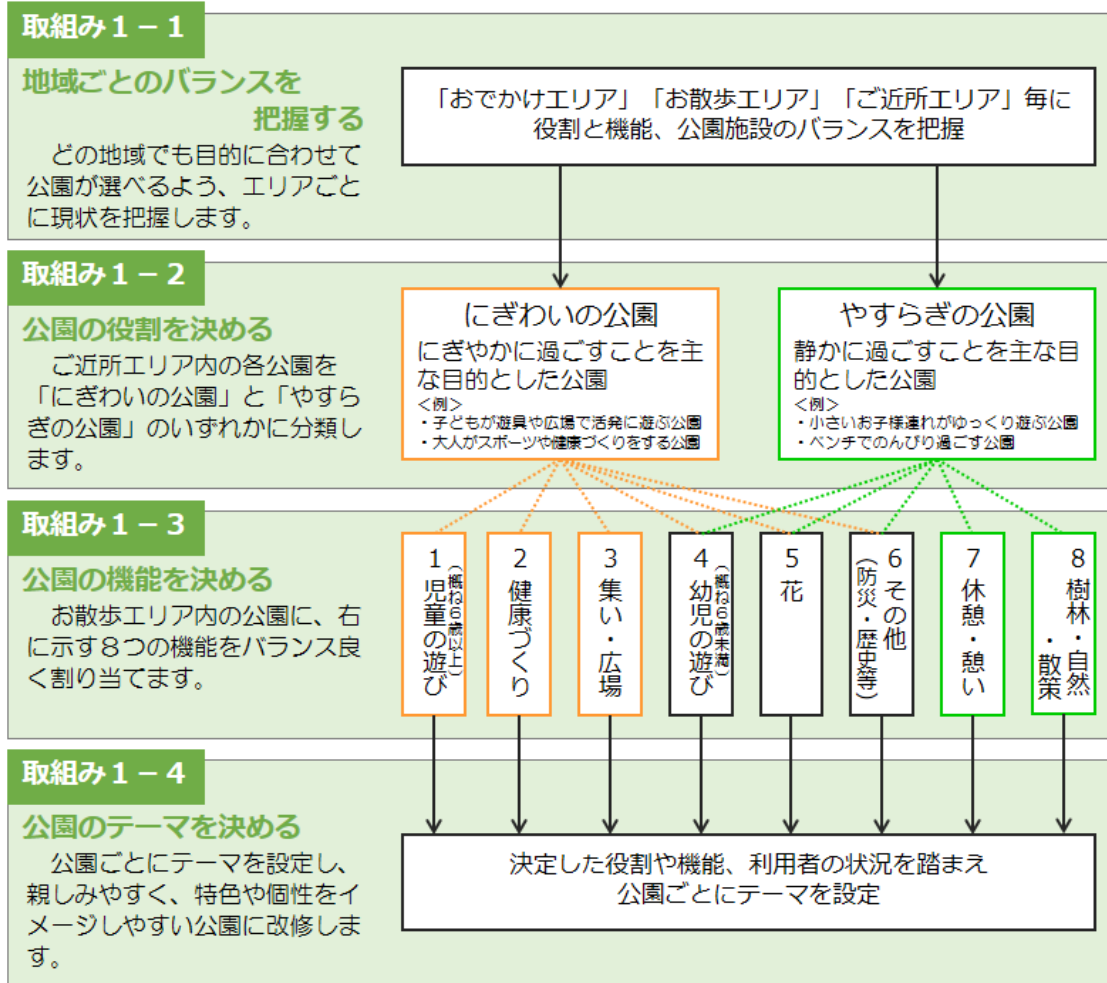
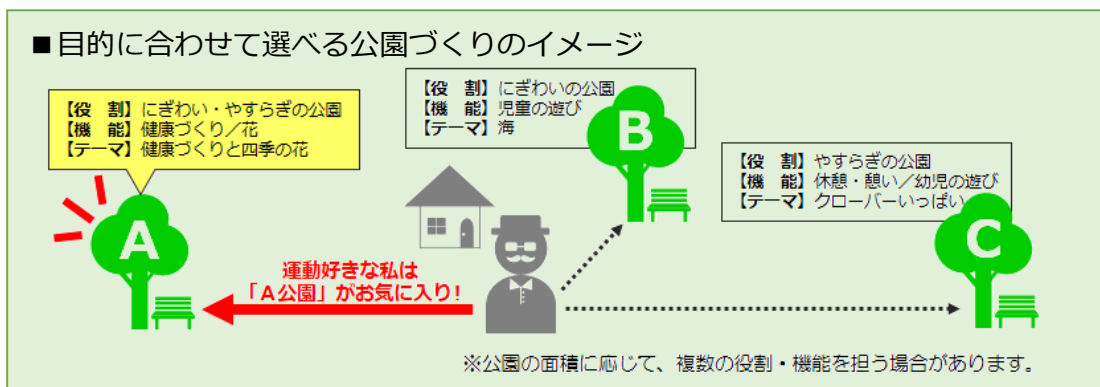


図 目的に合わせて選べる公園づくりの流れ



● 「公園施設」の配置方法

各公園に設置する施設は、役割や機能に沿ったものとします。また、設置や維持に多額の費用がかかる5つの施設（水遊び施設（じゃぶじゃぶ池等）／ボール遊びコーナー／大型遊具／砂場公園／トイレ）は、3つのエリアの考え方を基準に、総量抑制を図りつつ、バランス良く配置していきます。園ごとに役割、機能、特色あるテーマを設定して公園の改修を進めるとともに、利用者の意見を収集し、今後の改修に反映していきます。

その他に、災害時の避難所近くの区内52箇所の区立公園に、防災対策設備を設置しています（[58・59](#)ページ参照）。

<「にぎわいの公園」改修事例>



<「やすらぎの公園」改修事例>



写真を追加、再構成

Ⅱ-3-(2) 計画的で効率的な公園改修

今後、一斉に改修時期を迎える公園を、限られた財源で改修していくため、以下の取組みにより工事を実施し、年間10公園程度、約500か所の公園を50年サイクルで、安全・安心・快適な公園へと改修していく仕組みをつくります。

① 安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修

公園のすべてを新しく作り変えるのではなく、下記の4つの視点を優先して改修を行っていきます

■改修の際に優先する4つの視点

- ① 遊具の安全領域*の確保や幼児コーナー*の設置等、事故防止に係る改修
- ② 見通しの確保や防犯カメラの設置等、防犯に係る改修
- ③ バリアフリー等、誰もが使いやすい施設への改修
- ④ 公園の役割や機能に沿った改修

<安全・安心・快適な公園改修事例>



砂場柵を撤去し、砂場と幼児用遊具がある
幼児用スペースを配置
(青和コミュニティ公園)



障がい者用の駐車スペースと
点字ブロックを敷設
(ベルモント公園)



防犯カメラの設置
(舎入いきいき公園)

写真を追加、再構成

② 大型施設の計画的な更新と延命化

大型の遊具やトイレなど更新に多額の経費がかかる公園施設については、令和元（2019）年12月に改定した「公園（大型施設）長寿命化計画」（計画期間：令和元年度～10年度）に基づき、効率的かつ効果的に更新・補修を行っていきます。

表 「公園（大型施設）長寿命化計画」の対象施設

施設名	数量	施設名	数量
大型遊具	175基	ナイター照明 (野球場・テニスコート)	6か所 (72灯)
防球フェンス	41か所	テニスコート表面舗装	6か所
トイレ		野球場内野	30面
公園トイレ	325棟	運動場	4面
河川敷トイレ	16棟	河川敷バックネット	27基
公園灯	3,271灯	河川敷サッカーゴール	5基

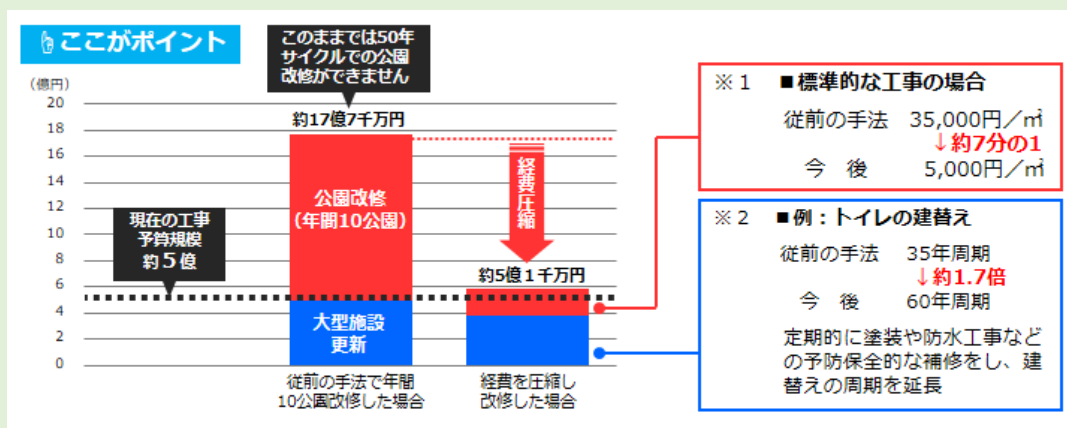
(平成31(2019)年3月1日現在)

③ 経費の圧縮

限られた財源（年間約5億円）で、計画的に公園を改修し、合わせて大型施設の補修・更新も行っていけるよう、下図のように経費の圧縮をはかります。

■経費の圧縮方法

- 従来スクラップ・アンド・ビルド的な改修^{注1}から、既存施設の再生を中心とした改修へ転換^{※1}
- トイレなどの更新に多額の費用を要する施設は、総量抑制を図りつつ、日常管理の中で予防保全的な改修^{注2}を実施^{※2}



注1 スクラップ・アンド・ビルド的な改修：公園内の施設をすべて撤去し更地にしてから、公園を整備し直す方法での改修。

注2 予防保全的な改修：壊れたら補修するのではなく、一定期間使ったら壊れていなくても補修し、施設の寿命を延ばす保全方法。

Ⅱ-3-(3) 公園を快適に利用するための維持管理の推進

① 安全・安心な維持管理

遊具や施設の定期点検、樹木や施設の適切な管理を通じた見通し確保、夜間防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置・管理などにより、安全・安心な利用環境を維持します。



職員向けの遊具点検講習のようす

② 樹木の適切な維持管理

● 指針に基づく管理

樹木の適正な維持管理による「緑の量と質の充実」を図ることを目的に区が作成した「公園樹木維持管理指針」(平成22年)に基づき、安全面や隣地への越境、花木の開花時期に配慮した剪定など、樹木の適切な維持管理を進めます。「公園樹木維持管理指針」は、適宜、内容の見直しを検討します。

また、点検・診断の際には、国土交通省の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」(平成29(2017)年策定)も参考とします。

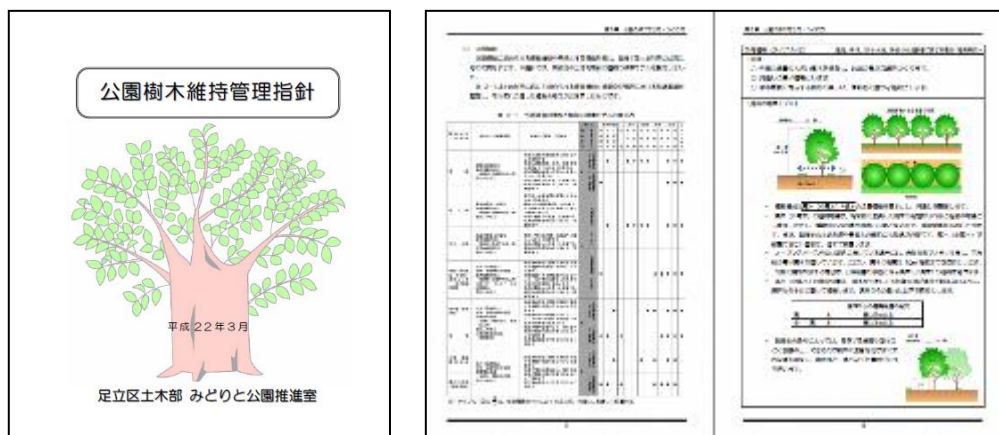


図 公園樹木維持管理指針(平成22年作成)

● 緑のリサイクルの推進

公園の維持管理により発生する落葉や剪定枝を、農業者へ肥料材としての提供や、遊具下のクッション材として活用する、緑のリサイクルを推進します。



遊具下にクッション材として活用している剪定枝チップ

③ 計画的な花の管理

● 四季を通じて花を楽しめる管理

区内の各公園で、春・夏・秋・冬を通じて花を楽しめるように、花の見頃を考慮しながら、植栽の更新・維持管理を行い、花の名所としての公園のPRも進めます。また、花壇の自主管理や「花の散歩路」など、花をテーマとした協創事業を推進します。



図 区内の公園で楽しめる四季の花

● 区の花 チューリップの推進

かつて、足立区内にはチューリップ農家が多数あったことから、昭和57(1982)年に、チューリップが区の花に制定されました。今後も、荒川河川敷で春のメインとなる花壇として見映え良く管理します。

また、「花いっぱいコンクール」*に参加する公園花壇の管理団体には、チューリップの球根を配布し、各公園でもチューリップ花壇を広げていきます。



チューリップ花壇
(荒川河川敷)

● 区の木 サクラの継承

チューリップが区の花に制定されるとともに、昭和57(1982)年にサクラが区の木となりました。区内の公園におよそ6千本も植えられ、品種も様々です。明治期から「荒川の五色桜」として濃紅色・紅色・淡紅色・白色・黄色など多様な花の色が地域住民に愛され、現在も区内に70品種以上が確認されています。今後も、区の貴重な財産として、品種の保護に努めます。



図 区に植えられているサクラの品種の一部

また、サクラは害虫が発生しやすく腐朽菌に弱い品種も多いため、損傷が見られる場合には樹木医による樹木診断なども取り入れながら、特性を理解した維持管理を行います。また、植樹後30～40年近く経過し、樹勢が衰えたサクラも多いため、地域の意向を伺いながら計画的な更新を進めます。



樹勢が衰え枯れ枝が目立つ
オオシマザクラ



図 チューリップとサクラのマップ (あだち観光ネットより)

④ 多様な主体による維持管理の推進

民間事業者による公園管理（特色のある公園の指定管理*・包括管理*、一般公園の日常維持管理、駐車場管理等）、地域の町会・団体等が公園の清掃や草刈等を行う自主管理協定制度、任意団体による公園や緑地の保全活動など、区民・事業者・区の協創による維持管理を推進します。



多様な主体による維持管理のイメージ図

コラム

「荒川（江北）の五色桜」と「里帰り桜」

足立区では春になると、多くの場所で、多様な桜を楽しむことができます。その背景には、明治時代から続く地域の方の桜への想いや、アメリカとの交流の歴史があります。長く受け継がれてきた桜を、今後も区の財産として大切にしていきます。

西暦	和暦	事柄
1885年	明治18年	暴風雨と高潮により荒川が氾濫。
1886年	明治19年	荒川堤修復、記念として桜3,225本を植樹。
1902～ 1912年頃	明治35～ 45年頃	「荒川の五色桜」（「江北の五色桜」ともいう）とよばれ花見の名所となる。
1910年	明治43年	東京市長が桜の苗木2,000本をアメリカへ送るが、害虫がみつかり焼却処分となる。
1912年	明治45年	荒川堤の桜を元とした苗木をアメリカへ寄贈し、ワシントンD.C.のポトマック河畔に植樹される。
1913年～	大正2年～	堤防工事や公害により「荒川（江北）の五色桜」は衰退。
1947年	昭和22年	第二次世界大戦で桜が薪として使用され、「荒川（江北）の五色桜」は消滅。
.....		「荒川（江北）の五色桜」の復活を望む声が高まる。
1952年	昭和27年	足立区からの要請に応えアメリカから贈られた桜の接穂が荒川堤に植樹されたが、多くが育たなかった（第一次里帰り）。一部は五色堤公園へ移植され、現存している。
1980年	昭和55年	区政50周年事業でワシントンから約3,000本の桜の接穂を採取し、桜の里帰りが実現（第二次里帰り）。この「里帰り桜」は都市農業公園をはじめとした区内の公園や学校などに植樹された。その後も苗木の育苗・植樹を続け、今でも区内の公園に約1,100本の「里帰り桜」が生育している。
1982年	昭和57年	日米友好の証として、レーガン大統領夫人から贈られた「レーガン桜」が都立舎人公園に植樹。現在も地域の方々に見守られながら育っている。
1991～ 1993年	平成3～5 年	「桜づつみモデル事業」として荒川河川敷の堀之内一丁目付近に桜120本を植栽。
2009～ 2016年	平成21～ 28年	「ふるさと桜オーナー制度」により、区民の寄付を受けて458本の桜を荒川河川敷に植樹。 桜並木の愛称が公募により、『あだち五色桜の散歩みち』に決定。
これから		大事な区の財産として育てていく。



明治時代の絵葉書



五色堤公園



都市農業公園



レーガン桜（舎人公園）

Ⅱ-3-(4) 公園の利用向上に向けた仕組みづくり

① 公園利用につながる環境整備

公園利活用実態調査（平成25（2013）・26（2014）年実施）の結果、公園を利用したいものの、アクセスが悪いことや、使いたい施設が整っていないために利用していない方がいることが分かりました。公園を、誰もが気軽に利用できるような環境を整えていきます。

■取組方針

- ① 潜在的な利用者層を見据えた施設の整備（例：芝生／健康づくり施設／休憩施設）
- ② 主要な公園へのアクセスを容易にする施設の整備（例：駐車場／駐輪場）
- ③ 自主管理公園の拡大に向けた仕組みづくり
- ④ 公園の利用に関する地域ルールを定めるなど、公園毎の実情に合わせたルールづくり（例：ボール遊びのルール）



図 公園のボール遊びルール
(ボール遊びコーナーに掲示)

写真を追加



公園改修工事で駐輪場を設置
(舎人十二号公園)



公園改修工事で車椅子用テーブルを設置
(舎人いきいき公園)

② 多様な主体による公園活用の展開

地域や民間事業者との連携や、他部署との横断的な取り組みにより、公園内でのソフト事業の拡充を進め、公園を利用するきっかけづくりを進めます。

■取組方針

- ① 指定管理*者など民間の活力やノウハウを活かしたソフト事業の拡充
- ② 公園で主体的にイベントを開催している団体への支援（例：プレーパーク／ボール遊び教室）
- ③ 公園で主体的に活動する新たな団体の掘り起こし
- ④ 健康づくりや子育ての事業など、他部署事業との協働による公園活用を推進（例：パークで筋トレ）
- ⑤ 公園に愛着を持ってもらえるような企画の実施（例：清掃イベント／公園愛称の募集）



足立区少年野球連盟による
ボール遊び教室の開催



パークで筋トレ

③ 区民ニーズに合わせた情報発信

公園の利用者増をはかるため、区民や学識経験者から頂いたご意見を参考に、下記の通り区民ニーズに沿った情報発信に努めていきます。

■取組方針

- ① 地域に根ざした公園PRの実施（例：普段フォーカスが当たらない公園の見どころなどを紹介する地域別マップの作成）
- ② 目的別公園マップの充実と関連部署との連携（例：健康づくりができる公園マップを関連部署と共同制作）
- ③ 公園の楽しい使い方や、その地域ならではの遊具の遊び方を発信
- ④ 公園が抱える課題や現状などの周知（例：年間の維持管理費／公園にある施設の紹介）
- ⑤ 新たな情報発信媒体（アプリや情報共有サイト等）を用いた双方向の情報発信
- ⑥ 高齢者や親子等、利用者層に合わせた的確な情報発信媒体と発信方法の検討

施策Ⅱ-4 公共施設の親しみやすい緑化と既存の緑の保全

- 庁舎、学校、公共住宅などの公共施設*の新設・改修に合わせて緑化を進めるとともに、既存施設の緑を可能な限り保全していきます。

※ここでは、公園、道路、水辺以外の公共施設（学校、公共住宅団地、文化施設など）を指します

施策Ⅱ-4 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
公共施設の優良緑化件数	令和2年度の「(仮称)足立区緑の基本計画推進会議」 において報告予定		

Ⅱ-4-(1) 地域が親しみやすい緑化の推進

① 実感できる緑化の推進

施設の新設・改修時には公共施設等整備基準*、緑の保護育成条例に基づく公共の緑化基準*に準じながら、接道部緑化や高木の植栽を推進することにより、施設利用者や周囲を通る人が、緑陰などの「緑の効果」を実感できる公共施設となることを目指します。また、公共施設に対しても76ページに示す優良緑化事例を表彰・公表する仕組みを、導入することを検討します。



団地内の緑化された歩道
(URパークタウン東綾瀬団地)

② 地域住民による維持管理の推進

施設利用者や地域住民が、施設内の緑と気軽に触れ合え、自ら緑の育成に関わることを推進します。

■取組事例

- ・ 学校や住宅団地などには花壇の表彰制度「花いっぱいコンクール」*への参加を推進
- ・ 地域学習センターなどでは、利用者の声や施設を管理・運営する民間事業者等の意向により、講座と連動した施設内の緑を育む企画などを実施



団地内の花壇管理を行う
「花畑団地いこいの会」(UR花畑団地)



講座と連動し施設の緑を育成する
「みんなの中庭プロジェクト」
(舎人地域学習センター)

II-4-(2) 貴重な既存樹木の保全

① 公共住宅団地のまとまった緑の保全

区内には公共住宅団地*が186箇所もあり、樹木被覆地率の平均が19.7%と、区では公園に次ぐ樹木の宝庫です。建設後50年近く経過し建替え計画が進められている団地も多く、建替え等に際しては、建替え協議や公共施設等整備基準*に基づく指導、緑化基準*に基づく緑化指導、景観ガイドライン*の作成、地区計画*への位置付け等により、まとまった緑の保全に努めます。



団地敷地内の緑地
(都営千住桜木二丁目アパート)



団地敷地内の緑地
(都営辰沼町アパート)

写真を追加

② 長く愛されてきた緑の継承

学校のシンボルツリーなど、公共施設には児童生徒や利用者から長く愛着を持たれている樹木や樹林地もあります。それらが今後も地域に愛され、地域の象徴やコミュニティの場ともなり得るよう、老齢化した樹木の診断の実施など、地域の造園事業者等との協創体制による、樹木の保全策を検討します。

参考

伊興中学校と「彰風園」

伊興中学校には「彰風園」という中庭と「彰風門」という立派な門があります。これらは、前土地所有者から学校用地として提供を受ける際に引き継がれました。「彰風園」には柏の大木があり、柏の木が学校の象徴として校章デザインやマスコットとしても親しまれています。また、「彰風園」では、保護者や生徒も参加する「いこう彰風まつり」が開催されています。

「彰風園」は中学校内の緑地でありながら、校歌にも歌われ、地域のシンボルとして長く愛され続けています。



掲載可否確認中

上：「彰風園」のなか
下左：「彰風園」の立て看板
下中：柏の葉
下右：「彰風門」



資料編

資料1	指標一覧	96
資料2	計画策定の経過	97
	(1) 足立区緑の基本計画改定審議会委員名簿	97
	(2) 足立区緑の基本計画改定審議会幹事名簿	98
	(3) 審議会の検討体制	98
	(4) 審議・検討経過	99
	(5) パブリックコメントの実施	99
資料3	用語解説	100

資料1 指標一覧

計画目標の指標

計画目標	指標	現状値	目標		
			中間 (R6)	計画期間 (R11)	
1	緑を育むために自ら行動し、活動するひを増やす	緑化活動に参加した区民の割合 (世論調査)	15.9% (R 1)	17.4%	18.9%
2	魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進	まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合 (世論調査)	27.8% (R 1)	31.6%	34.0%
		景観・街並みが良好であると感じる区民の割合 (世論調査)	44.7% (R 1)	50.0%	55.0%
		樹木被覆地率 (☆)	9.4% (H 2 9)	10.2%	12.5%

施策の指標

施策	指標	現状値	目標		
			中間 (R6)	計画期間 (R11)	
1	緑を育むひを増やす	緑化活動に参加したいと思う区民の割合 (世論調査)	17.6% (R 1)	19.1%	20.6%
2	緑を育むひの活動を広げ、つなぐ	みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数	みどり事業ほか	みどり事業ほか	みどり事業ほか
1-1	骨格となる水と緑の確保と充実	「水と緑のビューポイント」における評価	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」において報告予定		
1-2	「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築	「歩きたくなる」ルートの総延長距離	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」において報告予定		
1-1	民有地の緑の充実	優良緑化件数 (令和3年度からの累計)	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」において報告予定		
		緑化助成件数 (令和2年度からの累計)	14件 (R 1)	100件 (20件/年)	200件 (20件/年)
1-2	樹林地・農地の保全と活用	保存樹林指定箇所数	25箇所 (R 2)	30箇所	35箇所
		特定生産緑地面積	9.87ha (R 1)	16.9ha	20.4ha
1-3	公園の魅力向上と持続可能な管理	公園率	6.1% (R 2)	6.2%	6.3%
		「行きたい公園がある」人の割合 (世論調査)	46.0% (R 1)	48.0%	50.0%
1-4	公共施設の効果的な緑化と保全	公共施設の優良緑化件数	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」において報告予定		

資料2 計画策定の経過

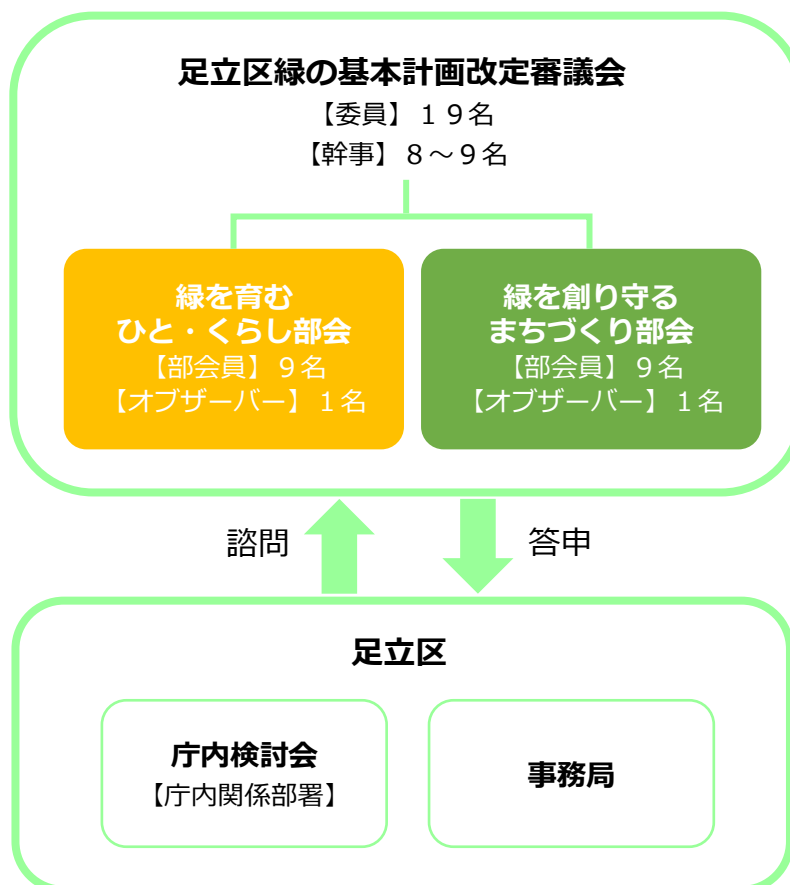
(1) 足立区緑の基本計画改定審議会委員名簿

種別	区分	役職名	氏名	任期
会長	学経	東京農業大学名誉教授 東京農業大学グリーンアカデミー校長	鈴木 誠	2018.11～2020.7
副会長	学経	株式会社チームネット代表取締役 都留文科大学文学部社会学科非常勤講師	甲斐 徹郎	2018.11～2020.7
副会長	学経	日本女子大学家政学部住居学科教授	葉袋 奈美子	2018.11～2020.7
委員	区議	足立区議会議員	ぬかが 和子	2018.11～2020.7
委員	区議	足立区議会議員	高山 のぶゆき	2019.6～2020.6
委員	区議	足立区議会議員	たがた 直昭	2018.11～2019.6
委員	区議	足立区議会議員	長井 まさのり	2020.6～7
委員	区議	足立区議会議員	佐々木 まさひこ	2019.6～2020.6
委員	区議	足立区議会議員	吉田 こうじ	2020.6～7
委員	区議	足立区議会議員	さの 智恵子	2019.6～2020.6
委員	区議	足立区議会議員	伊藤 のぶゆき	2018.11～2019.6、 2020.6～2020.7
委員	区議	足立区議会議員	くじらい 実	2019.6～2020.7
委員	区議	足立区議会議員	前野 和男	2018.11～2019.6
委員	区議	足立区議会議員	鴨下 稔	2018.11～2019.6
委員	団体	足立区の保存樹・樹林を守る会副会長	田中 健雄	2018.11～2020.7
委員	団体	足立区農業委員会会長	荒堀 安行	2018.11～2020.7
委員	団体	足立区まちづくり推進委員会委員	浅香 孝子	2018.11～2020.7
委員	団体	一般社団法人東京都建築士事務所協会 足立支部支部会計	横村 隆子	2018.11～2020.7
委員	団体	足立区造園業防災協議会会長	浅香 雅和	2018.11～2020.7
委員	団体	特定非営利活動法人NPO birth コンサルティング事業部主任	中倉 美奈子	2018.11～2019.3
委員	団体	特定非営利活動法人NPO birth 事務局長	佐藤 留美	2019.4～2020.7
委員	区民	公募による区民	大澤 輝子	2018.11～2020.7
委員	区民	公募による区民	高村 哲	2018.11～2020.7
委員	区民	公募による区民	古地 八重子	2018.11～2020.7
委員	行政	国土交通省国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室主任研究官	飯塚 康雄	2018.11～2020.7
委員	行政	東京都都市整備局都市づくり政策部緑 地景観課長	米田 剛行	2018.11～2020.3
委員	行政	東京都都市整備局都市づくり政策部緑 地景観課長	菅原 淳子	2020.6～7

(2) 足立区緑の基本計画改定審議会幹事名簿

種別	区分	役職名	氏名	任期
幹事	行政	足立区政策経営部長	勝田 実	2018.11～2020.7
幹事	行政	足立区地域のちから推進部長	秋生 修一郎	2019.3～2020.7
幹事	行政	足立区産業経済部長	吉田 厚子	2018.11～2020.7
幹事	行政	足立区環境部長	川口 弘	2018.11～2020.7
幹事	行政	足立区都市建設部長	大山 日出夫	2018.11～2020.7
幹事	行政	足立区都市建設部道路整備室長	土田 浩己	2018.11～2020.3
幹事	行政	足立区都市建設部道路整備室長	犬童 尚	2020.4～2020.7
幹事	行政	足立区都市建設部市街地整備室長	佐々木 拓	2018.11～2020.7
幹事	行政	足立区都市建設部みどりと公園推進室長	臼倉 憲二	2018.11～2020.7
幹事	行政	足立区都市建設部建築室長	服部 仁	2018.11～2019.3
幹事	行政	足立区都市建設部建築室長	成井 二三男	2019.4～2020.7

(3) 審議会の検討体制



(4) 審議・検討経過

年	月	緑の基本計画改定審議会		庁内検討会
		審議会	専門部会	
平成 30 年度	9月			第1回庁内検討会 (9/28)
	10月			
	11月	第1回審議会 (11/26)		
	12月			第2回庁内検討会 (12/18)
	1月		第1回緑を創り守る まちづくり部会 (1/18)	
	2月		第1回緑を育む ひと・くらし部会 (2/26)	第3回庁内検討会 (2/12)
	3月	第2回審議会 (3/15)	第2回緑を育む ひと・くらし部会 (4/12)	
平成 31 ・ 令和 元 年度	4月		第2回緑を創り守る まちづくり部会 (4/26)	
	5月			
	6月			
	7月	第3回審議会 (7/19)		
	8月		第3回緑を創り守る まちづくり部会 (8/19)	第4回庁内検討会 (8/21)
	9月		第3回緑を育む ひと・くらし部会 (9/10)	
	10月	第4回審議会 (10/28)		
	11月			第5回庁内検討会 (11/19)
	12月	第5回審議会 (12/28)		
	1月			
	2月			第6回庁内検討会 (2/14)
	3月			
	令和 2 年度	4月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、審議会・庁内検討会の開催を見合わせ、資料の郵送・配布により、意見の収集を行う。	
5月				
6月				
7月		第6回審議会 (7/20)		

(5) パブリックコメントの実施

パブリックコメント（8月末～9月末実施予定）
実施後に加筆予定です。

資料3 用語解説

用語	説明
あ行 足立区の保存樹・樹林を守る会	「足立区緑の保護育成条例」に基づき指定した保存樹木・樹林の所有者または管理者の有志で構成されている任意団体。昭和51（1976）年設立。貴重な林地や大樹を守るとともに、会員相互の意見や保全技術の交換、他府県の巨樹探訪や地元の方々との交流により研修・研鑽に努めるなどの活動を通して、協和して愛樹の心を強くし保全に努め、次の世代に継承することを目的としている。
足立農すくーる（農業体験型農園）	園主である農家が管理・運営し、利用者は園主から農作業を教わりながら野菜作りなどを体験する農園。足立区内には、平成30（2018）年10月現在4園（約140区画）あり、費用は1区画（約30㎡）47,000～50,000円（年額）。
荒川将来像計画2010	荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）と国土交通省荒川下流河川事務所にて構成される「荒川の将来を考える協議会」が策定した、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめた計画。下流部全体を対象に川づくりの考え方やゾーニングの考え方を示す「推進計画」と、沿川市区ごとの「地区別計画」で構成される。
エコロジカルネットワーク	生きものの生息生育環境の分断化を防ぎ、生態系の水平的なつながりを回復させて、生物多様性の確保を図るためのネットワーク。
温室効果ガス	地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど7種類ある。
か行 区民農園	区民に土に親しんでいただくため、農家から借りた農地を区が整備し、有料で区民に貸し出している農園。足立区内には、平成30（2018）年10月現在13園（約900区画）あり、費用は1区画（約15㎡）6,000円（年額）。
景観ガイドライン	区内において3ha以上の区域で開発事業を行う場合、足立区景観条例第22条に基づき事業者が定めなければならないガイドライン。開発区域及び周辺の景観の調査報告、良好な景観形成を推進するための方針、スケジュールなどを記載する。

用語	説明
景観形成基準	景観法の届出に際し適合を確認するもので、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準。
景観重要樹木	区の良い景観の形成を推進する上で重要な樹木。景観法第19条第1項又は法第28条第1項の規定に基づき、区長が指定することができる。
公園率	区内の都立公園、区立公園、児童遊園、プチテラスの合計面積が、区の面積に占める割合。
公共施設等整備基準	区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地づくりを推進するため、公共施設等の整備に対して設けている基準。
公共住宅団地	公営住宅に加え、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅など公的機関が提供する賃貸住宅を含めた公共住宅の団地。
公共の緑化基準	足立区緑の保護育成条例に基づく、公共施設の緑化基準。すべての公共施設を対象に、地上部の緑化、接道部の緑化、建築物の緑化について、面積、長さの基準を設けている。
さ行 指定管理	<p>住民サービスの向上と経費削減を図るため、公の施設の管理について民間事業者等の参入を可能とする制度。平成15（2003）年の地方自治法改正により創設された。民間事業者による創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営が期待できる。</p> <p>令和元（2019）年度現在、区立公園では、都市農業公園、元洲江公園（生物園）、花畑公園（花畑記念庭園・桜花亭）に指定管理を導入している。</p>
市民緑地契約制度	<p>地方公共団体又はみどり法人（市区町村の指定を受けて緑地の保全や緑化の推進を担うNPO法人やまちづくり会社などの団体）が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置管理する制度（都市緑地法第55条）。契約期間は5年以上。面積300㎡以上。</p> <p>【土地所有者のメリット】</p> <p>相続税：契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、2割評価減</p> <p>固定資産税及び都市計画税：土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、非課税</p>
市民緑地認定制度	民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度（都市緑地法第60条）。管理期間は5年以上。面積300㎡以上。緑化率20%以上。平成29（2017）年度創設。

用語	説明
樹木被覆地率	上空から見て樹木で覆われた土地の面積が区域に占める割合のこと。
準用河川	一級河川又は二級河川に指定された以外の河川で、大規模な河川工事は予想されないが河川本来の機能を保持させるために管理上ある程度の行為制限を必要とするものについて、部分的に河川法を準用させて管理するために市町村長が指定する河川のこと。
スーパー堤防	ふつうの堤防と比較して幅が広く（堤防の高さの30倍程度）なだらかな勾配の堤防。予想を超える大きな洪水による壊滅的な被害から大都市を守る対策として整備される。堤防の傾斜が緩やかになり、川へのアクセスが向上するとともに、堤防の川側でない斜面を公園や緑地、道路など公共のオープンスペースとして土地を有効活用することができる。
生物多様性	生物の豊かな個性と、それら生物のつながりのこと。
た行 地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく都市計画の手法。
地区計画等緑化率 条例制度	地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度。
地区施設	地区計画に位置付けられた、主として地区内の居住者等が利用するための道路、公園、緑地、広場などのこと。
特定生産緑地	買取り申出の基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度。
特別景観形成地区	広域にわたり特徴的な景観が連続する地区、景観重要公共施設を核とした特徴的な景観を有する地区、周辺的环境に著しい変化をもたらす土地利用転換等が進行する地区など、区における良好な景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区のこと。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。 (都市緑地法第12条) 【土地所有者のメリット】 相続税：山林及び原野については8割評価減 固定資産税：最大1/2まで減免

用語	説明
都市計画決定	都市計画を一定の法的手続きにより法定都市計画に位置づけること。規模・内容・性格などによって都道府県知事が定めるものと市区町村が定めるものがある。
都市農地貸借円滑化法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の略称。従来認められていなかった生産緑地の貸借を可能にした法律で、農地の借り手が耕作の事業に関する計画（事業計画）を作成の上、市区町村長の認定を受けることで生産緑地地区に指定された農地を貸借することができる。 【土地所有者のメリット】 ・相続税納税猶予を受けたまま農地を貸すことができる ・貸借した農地は、契約期間経過後、所有者に返還される。
土地区画整理事業を施行すべき区域	昭和44（1969）年に緑地地域（昭和23（1948）年指定）の全域が指定解除され、同時にその地域を対象に、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図ることを目的として、都市計画法に基づき決定された土地区画整理事業の区域。
な行 農業ボランティア	農業生産者の高齢化や担い手不足の農家を支援し、生産緑地や農地を残すことを目的として、区が養成、派遣を行うボランティア。区が農作業のお手伝いをしたい人を募集し、区内農家などでの実習、講義により農業ボランティアとして養成・認定し、登録された人を、手伝いを希望する農家や農業関連イベントなどに派遣している。
農の風景育成地区制度	都市部において比較的まとまった農地や屋敷林などが残り、特色ある風景を形成している地域について、区市町が、将来にわたり風景を保全、育成するとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災などの緑地機能を持つ空間として確保する地区。
は行 パークイノベーション	だれもが“お気に入りの公園”を見つけられるよう、足立区の公園を変えていくために区が進めている、目的に合わせて選べる公園整備、計画的で効率的な公園改修、公園利用のきっかけづくりなどの取組みのこと。
パークで筋トレ	主に高齢者を対象に、公園や広場などを利用して、気軽に楽しみながらできる健康体力づくりを支援する取組み。指導員からのアドバイスを受けながら、筋トレ、ウォーキング、コーディネーション運動、ストレッチ、健康器具を使用した運動などを実践できる。
パーク・PFI制度	平成29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた「公募設置管理制度」のこと。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設

用語	説明
	から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
花いっぱいコンクール	多くの人が学校や地域で花を植えてまちを美しく彩るとともに、花壇で花を育てることで、地域コミュニティを活性化させる取組みとして実施している「花いっぱい運動」の一環として、地域の団体や小中学校、保育園、幼稚園などを対象に、区で課題とした花を育てていただき、表彰するもの。
ヒートアイランド現象	都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。
ふるさと桜オーナー制度	都内有数の桜の名所だった江北の「五色桜並木」を復活させるため、区民の寄付をもとに桜を植樹した制度。
包括管理	施設ごと、業務ごとに発注していた設備点検や保守管理などの業務について、複数の施設、業務を一括して委託し、施設の効率的な管理運営を図るもの。 令和元（2019）年度現在、区立公園では、北鹿浜公園、大谷田南公園、ベルモント公園に包括管理を導入している。
保存樹フォーラム	保存樹木・樹木の所有者と緑に関心のある方を対象に、講演で学習を深め、意見交換を行う場として開いている催し。
保存樹木・樹林	市街地に残された地域の貴重な財産である大樹を保全するため、「足立区緑の保護育成条例」に基づき、一定の要件を満たした樹木・樹林を、「保存樹木・樹林」に指定し、所有者・管理者に維持管理費用等の一部を助成する制度。
ま行 緑の協定制	「足立区緑の保護育成条例」に基づき、一定の条件を満たす団体（事務所、店舗、工場、学校、幼稚園、保育園、町会、自治会、マンション管理組合など）と足立区が結ぶ、緑の育成に関する協定。協定を結んだ団体は、その団体が所有または管理する土地で、樹木や草花などの緑を育て、区は団体に対し、土や肥料、園芸道具などの活動に必要な物品を支給する。
や行 遊具の安全領域	遊具の安全な使用に必要とされる空間。遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮して設定される。
幼児コーナー	幼児が安心して遊べるよう、幼児向けの遊具を集約しフェンスなどで囲ったエリアのこと。
ら行 緑化基準	「足立区緑の保護育成条例施行規則」に定めた緑化の基準のこと。敷地の規模に応じて、地上部の緑化、接道部の緑化、建築物の緑化について、面積、長さの基準を設けている。

用語	説明
緑化計画（書）	面積200㎡以上の敷地（公有地は全て）で建築行為等を行う場合、「足立区緑の保護育成条例」及び「同施行規則」の基準に基づき緑化に努めることを要請。一戸建て住宅以外の場合は緑化計画書（建築前／緑化面積の内訳、緑化計画平面図等からなる）及び緑化完了書（建築後／緑化完了平面図、完了写真等からなる／提出後、職員による現地検査有り）の手続きが必要となる。一戸建て住宅の場合は緑化指導（建築前に簡易な書面にて指導）となる。
緑化助成制度	景観、防災、環境に配慮した緑豊かなまちづくりのために、接道部の緑化（生垣、植込地、フェンス緑化、緑化を伴うブロック堀の撤去など）、屋上緑化、壁面緑化を行う方に対し、工事費の一部を助成する制度。
緑化地域制度	<p>緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度（都市緑地法第34条）。</p> <p>【制度のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準関係規定とみなされ、建築確認の要件となる ・基準への適合状況や管理について報告させること、立ち入り調査等を行うことができる ・違反建築物に対し、是正措置をとることができる
緑被率	上空から見て樹木で覆われた土地、草地、農地の面積が区域に占める割合のこと。
緑地協定制度 （45条協定（全員協定））	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のうち、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの（都市緑地法第45条）。
緑地協定制度 （54条協定（一人協定））	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のうち、開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもの（都市緑地法第54条）。
わ行 わたしの街のビューティフルガーデン事業	きれいな庭を参考にして各家庭に緑を取り入れてもらい、美しい街並みを形成することを目的に、家で素敵な庭づくりをしている人を募集、または職員が直接声をかけて、冊子や展示で紹介する取組み。年間10件程度を認定している。